



## お知らせ

記者発表資料

令和7年7月18日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

- ① パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
- ② パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号
- ③ パナソニックマーケティングジャパン株式会社 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
- ④ パナソニック環境エンジニアリング株式会社 大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号

### 2. 指名停止措置期間

- ① 令和7年7月18日 ～ 令和7年8月17日 (1ヵ月)
- ②、④ 令和7年7月18日 ～ 令和7年9月17日 (2ヵ月)
- ③ 令和7年7月18日 ～ 令和7年10月17日 (3ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

別紙のとおり

### 5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

### <問い合わせ先>

#### 中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約課長

さくらい よしひこ 櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた たかひさ 廣田 貴久 (内線2514)

#### 港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官

ひらもと けんじ 平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

つじ こういちろう 辻 孝一朗 (内線132)

別紙

#### 4. 事実の概要

- ① 当該業者は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで、関東地方整備局長から監督処分（指示）を受けた。
- ② 当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで、関東地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けた。
- ③ 当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで、関東地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けた。  
また、当該業者は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日付けで、同整備局長から監督処分（指示）を受けた。
- ④ 当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」のそれぞれ別表第2第13号（建設業法違反行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

| 措 置 要 件                                                                                          | 期 間                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| （建設業法違反行為）<br><br>13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br><br><u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u> |